

京都市内での新型インフルエンザ発生に伴う全学休校措置について

平成21年5月22日

京 都 府 立 大 学

5月21日に京都市において新型インフルエンザ感染者が確認されました。

京都府・京都市からの要請も受け、本学では感染拡大防止のため、5月22日（金）から5月27日（水）まで全学休校とし、以下の措置を取ることといたします。

1 休校について

- ・京都府立大学の学生・大学院生等の授業は、この期間中全て休講とする。なお、学外で実施される授業についても休講とする。
- ・休校期間中、学生・大学院生等は「自宅待機」とし、キャンパス立ち入りは原則禁止とする。
- ・休校期間の授業の取り扱いについては、別途定める。各種情報については随時更新するので、本学ホームページ等を確認すること。
- ・教職員は通常勤務とし、健康状態に留意の上、適切な感染防止策を行うこととする。

2 課外活動等について

- ・学生・大学院生等が実施する、あるいは参加する、授業以外のセミナー等の集団を形成する活動を禁止する。また、対外試合も含め課外活動の全てを禁止する。
- ・学内において行われる講演会等の集団活動は、中止・延期する。なお主催者が本学でない場合は、これを中止・延期するよう要請する。
- ・学生・大学院生等が参加する学外で行われる学会等に関しては、学会主催者の判断と指示に従って行動すること。参加する場合は、感染予防とまん延の防止に留意して行動すること。

3 その他

- ・咳エチケット・手洗い・うがい・マスク着用などの感染予防対策を一層励行し、不要不急の外出等は自粛すること。
- ・発熱や、咳・咽頭痛・鼻汁・呼吸困難等の呼吸器症状がある場合は速やかに発熱相談センターに相談し、その指示に従うこと。
- ・グラウンド・テニスコートなど施設の一般開放についても、休校期間中は行わない。
- ・生協については、同期間の営業自粛を要請する。